

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°627
2023・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

- 兵庫優生保護法被害国賠訴訟 大阪高裁逆転勝訴判決…………… 相原健吾
入管問題に関して…………… 松本亜土
学校法人羽衣学園(羽衣国際大学)事件・逆転勝訴判決の報告…………… 鎌田幸夫
—無期転換を認める画期的判決
東大阪医療センター仮処分事件…………… 佐久間ひろみ
—就労請求権が認められた仮処分決定のご報告
京都支部 四月例会の報告…………… 岡村政和
(シリーズ:憲法と私⑥)私と憲法二八条…………… 杉尾 綾
【憲法委員会企画】議長と若手弁護士座談会(第3回・最終回)
(笹山尚人/深井剛志/山田大輔/藤原朋弘/山内志織)
【議長トーク】「修習生委員会の支援」…………… 笹山尚人
旧優生保護法の訴訟・札幌高裁判決について…………… 小野寺信勝
聴覚障害児童死亡事故—逸失利益に係る大阪地裁の判決について…………… 坂戸孝行
福島原発事故・国の責任を問う闘いは、最高裁第二ラウンドへ…………… 笹山尚人
—いわき市民訴訟仙台高裁判決



滋賀・日野祭

大阪支部特集

兵庫優生保護法被害国賠訴訟 大阪高裁逆転勝訴判決

兵庫県 相原 健吾

一 はじめに

二〇二三年三月三日、大阪高等裁判所第一〇民事部（中垣内健治裁判長）は、国に対して、優生保護法による被害者である控訴人（二審原告）ら五名全員に総額四九五〇万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

原審の神戸地方裁判所第二民事部（小池明善裁判長）は、二〇二二年八月三日、二〇年の除斥期間の経過を理由に、原告らの損害賠償請求権は消滅したとして原告らの請求を棄却する判決を下していたところ、大阪高裁で逆転勝訴となった。

二 本判決の概要

本判決は、まず、優生保護法の優生条項は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的として優生手術を行うことを定めるものであり、これは子どもを産み育てるか否かの意思決定の機会を奪うものであり、このような優生保護法の立法目的が極めて非人道的であって、個人の尊重を基本原理とする日本国憲法の理念に反することは明らかであるから、優生保護法は、個人の尊厳を著しく侵害するものであり、憲法二三条一四条一項に明らかに違反するものであるとした。

次に、国会議員による優生条項に係る立法行為

は、当該立法の内容が国民の憲法上の権利等を違法に侵害するものであることが明白であるにもかかわらずこれを行ったものとして、国賠法一条一項の規定の適用上違法の評価を受け、その立法を行った国会議員には少なくとも過失があったとした。

兵庫訴訟の原告は、ろう者のご夫婦二組と脳性麻痺の方の計五名であるところ、控訴人（二審原告）らの損害については、優生手術を受けさせられた控訴人三名のうち、当時成年であった控訴人二名の慰謝料額はそれぞれ一三〇〇万円と弁護士費用二三〇万円、当時未成年であった控訴人の慰謝料額は一五〇〇万円と弁護士費用二五〇万円と認めた。また、前記二名の配偶者の慰謝料額はそれぞれ二〇〇万円と弁護士費用二〇万円と認めた。

三 除斥期間の経過による効果を制限

最大の争点であった除斥期間の適用については、神戸地裁判決を変更し、本件においては正義・公平の理念に著しく反する特段の事情があるものとして、例外的に除斥期間の経過による効果を制限すると判断した。

まず、本判決は、優生保護法が憲法に明らかに



大阪高裁逆転勝訴判決 旗出し(筆者が一番左)

違反し、対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであり、立法を行った被控訴人が、私人間を規律する民法の除斥期間の適用により賠償(補償)責任を免れることは、そもそも私法法規(正義・公平の理念)を支配する個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していないことは明らかであるとした。

また、被控訴人国は、対象者の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害する優生保護法を制定し

た以上、その時から同法を改廃するとともに、優生手術を受けた者に対する補償措置を講ずる責任を負っていたにもかかわらず、それを怠り、同法を合憲の法律として存続させたのみならず、優生保護法に基づく優生施策を積極的に推進することによって、その結果、優生手術の対象者の障害や疾病に対する社会的な差別・偏見を助長し、対象者において、同法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであることが明白であると認識することを積極的に妨げてきたと判断した。

さらに、本判決は、被控訴人が一貫して優生保護法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであったことを認めず、その立法行為の違法性を争い、除斥期間の適用を主張するなどして、その責任を否定してきたことも指摘し、訴訟における国側の対応にも言及した。

そして、被控訴人は、控訴人らの受けた手術が優生保護法に基づくものであることを認識するのが著しく困難な状況を殊更に作出したと評価できる上、本件訴訟において、優生保護法の立法目的を支える立法事実の存在や立法目的の合理性を主張立証しないにもかかわらず、優生条項が控訴人らの憲法上の権利等を違法に侵害するもので

あることを認めず、それまでに殊更に作出したと評価できるところ、その明白性を控訴人らが認識するのを妨げられている状況を持続させていると評価せざるを得ないこと等の事情を考慮すると、「被控訴人が優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は優生条項が憲法の規定に違反していることを最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から六か月を経過するまでの間は、除斥期間の経過による効果が発生しない」と判断した。

四 おわりに

優生保護法被害国賠訴訟については、本判決が全国で七件目の勝訴であるが、本判決は、これまでの勝訴判決の内容よりもさらに踏み込んで、除斥期間の経過による効果を制限し、提訴をしていない人も含めた被害者の救済範囲を広げ、国がいまだに責任を認めようとしない訴訟等における姿勢をも糾弾した。すでに勝訴判決の流れは確定しており、司法の判断も固まっていることは明らかである。

しかしながら、二〇二三年四月五日、国は、上告受理申立てをした。国は、一九九六年に優生条項を削除したものの、その後も今に至るまで、責任を認めて被害者に謝罪することはなく、優生

思想を除去するための取り組みも怠り続け、その結果、社会には今もなお優生思想及び障がい者に対する偏見差別が根深く残っているのが現実である。

兵庫訴訟の原告五名中二名が、今回の勝訴判決

を聞かずに他界しており、高齢の被害者らに残された時間はない。国は、各地の訴訟に係るすべての上告と控訴を直ちに取下げ、司法解決を図るとともに、優生保護法問題の全面解決を行うべきである。

余談であるが、逆転勝訴の旗出しの旗は、支援者の事業所において、さまざまな障がいのある仲間たちが、想いを込めて書いてくれたものである。この書がすべてを語っている。優生思想はいらない。みんなちがって、みんないい。

入管問題に関して

大阪 松本 亜士

1 はじめに

近年の入管分野においては、法改正の問題と運用上の問題の双方が問題となっています。

二〇二三年四月上旬現在において、二〇二二年の改悪法案の骨格を維持した内容で、再び法案が国会に提出されました。入管法改定法案については、少しばかり後述します。

本稿では、運用上の問題、とりわけ入管収容施設内の問題として、私が弁護士登録をして最初に弁護団に加入したウイシユマ・サンダマリさんの

事件を取り上げご紹介したいと思います。

2 ウイシユマさん死亡事件について

(1) 死亡の経緯

ウイシユマさんは、スリランカで生まれ育ち、インターナショナルスクールで英語の教師として働いていました。ウイシユマさんは、そのスクールで日本から来た子どもたちと接するようになり、日本の子どもたちにも英語を教える教師になりました。と思うようになり、日本に留学のため来日しました。

しかし、ウイシユマさんは、二〇二〇年八月下旬に名古屋出入国管理局で収容されました。

その後、二〇二二年一月一八日頃、体調が悪化し、吐き気や胃液の逆流が生じ、二月一八日の尿からは、「ケトン体+3」という数値が出ました。この数値は、飢餓状態であることを示します。

ウイシユマさんは、その時期からは、自力で歩くことも、トイレに行くこともできずに、嘔吐を繰り返す状態でした。

同月二三日頃には、ウイシユマさんが「私死ぬ」病院持って行って。お願い。「私、病院点滴お願い」などと言い、外部医療機関で診療を受け、点滴してもらいたいことを訴えていました。

亡くなる二日前ごろからは、体を動かすことがほとんどなくなり、看守勤務者らの問いかけにも「あー」とか「うー」などの声を発するだけの状態が多くなり、血圧や脈の測定ができない状態でした。それでもウイシユマさんは、救急車を呼んでもらえることはありませんでした。

そして、三月六日午後、ウイシユマさんは反応

をしなくなり、救急車で搬送されるもののそのまま亡くなりました。

(2) ウィシユマさんの事件の現状・今後について

二〇二二年三月に、国家賠償請求訴訟を名古屋地裁に提起しました。本事件の争点との関係において、真相を明らかにするためには、ウィシユマさんがどのような容態であったのか、職員がどのような容態をしていたのかを把握する必要があります。そのためには、ビデオの開示が必要不可欠となります。

国側は、約二九五時間分のビデオを保管しています。そのうち約五時間分のみ、裁判所の最終勧告により二〇二二年二月に弁護士団に提供されました。

二〇二三年になり、ようやく証拠調べとして、提供された約五時間分のビデオにつき、法廷で上映することが決まりました。

入管施設内で、どのような事が起き、一人の命が失われたのか、公開の法廷で証拠調べをし、今後さらに真相を究明していく予定です。

3 入管事件に関わり一カ月

(1) 入管・難民事件の困難さ

二〇二三年三月現在、私は弁護士登録をして一カ月となりました。

私は、ウィシユマさんの事件をきっかけに、現

在大阪でも難民・入管事件を取り扱っています。

もつとも、日本の難民認定率は、他の途上国と比べるとはるかに低いです。日本では、「迫害を受けるおそれ」（難民条約一条）について、難民申請者・原告に立証責任が課されています。日本に逃れてきている人であるからこそ自らが「迫害」を受けたことを証明する物をもっておらず、立証が極めて困難です。

(2) 入管法改定案の国会提出

① 二〇二三年三月七日、入管法を改定する法案が国会に提出されました。前述しましたとおり、二〇二二年にも、入管法改定案が国会に提出されましたが、市民・学生・弁護士が団結して廃案となりました。

法案の問題点は、いくつもあります。

難民事件との関係では、難民認定申請中の強制送還が可能になること、そして罰則付きの退去命令制度を新設し、命令に従わない人に対して刑事罰を与えることができる点が特に問題となります。

② 二〇二二年までは、難民認定率が二〇%以上である途上国も多い中、日本の難民認定率は1%もなく、複数回申請して認められたケースもありません。このような現状で、三度目以上の難民認定申請者の強制送還が可能になれば、今よりも一層保護されるべき人が保護されなくなってしまう。

③ また、退去強制命令に従わない場合に罰則を設けると、支援者や弁護士などが共犯として処罰される可能性がでてきます。実際にそのようなことは起きないと思われるかもしれませんが、共犯者処罰が理論上可能になる以上、その萎縮効果は絶大なものになります。処罰される可能性がありながら、弁護士活動・支援をすることは極めて困難かつ真に保護されるべき人が保護されない社会になってしまいます。

④ きっと市民の多くの人にとって、入管法が改定されたとしても影響はなく、関心度としても低いかもしれません。しかし、新法案によって重大な影響を受ける人は、約六万人以上います。その約六万人の人にとっては、生きていくことができるか否かが法案の成否によって大きく左右されることになりかねません。

私は、新法案が国会に提出されて以降、弁護士有志で法案成立の阻止に向けてデモやキャラバン、議員会館をまわっています。

私は、弁護士として、法律や法案がどういったものなのかを市民に訴え、社会への呼びかけも大切に弁護士として活動していきたいと考えています。

学校法人羽衣学園（羽衣国際大学）事件。 逆転勝訴判決の報告

— 無期転換を認める画期的判決

大阪 鎌田 幸夫

一 事案の概要と逆転勝訴判決

本件は、二〇一〇年四月一日から羽衣国際大学人間生活学部人間生活学科生活福祉コースの非常勤講師として勤務していた控訴人が、二〇一三年三月から専任教員（講師）として三年の有期労働契約を学校法人羽衣学園との間で締結し、二〇一六年四月に、さらに三年間の有期労働契約を更新し、通算期間が五年を経過したので、二〇一八年一月に労働契約法一八条一項に基づき無期転換権を行使したところ、法人は、大学教員等の任期に関する法律（以下「任期法」という）の二〇年特例の適用があり、無期転換権は発生していないとして、二〇一九年三月末をもって控訴人を雇止めしたので、控訴人が法人に対して地位確認請求と賃金請求をした事案である。

大阪地裁は、二〇二二年一月三日、原告の請

求を棄却したが、大阪高裁（富田一彦裁判長）は、二〇二三年一月二八日、控訴人の無期転換を認め、地位確認と賃金支払いを命じる控訴人の逆転勝訴判決を言い渡した。

二 本判決の意義

原審の大阪地裁判決は、「講師」は、基本的に「研究者」に該当する旨の国会答弁などを理由に、原告の地位は任期法四条一項一号のうち「その他の当該教育研究組織で行なわれる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究の職」に該当するとして任期法の適用を肯定した。この他に大学の自治の要請から大学に裁量があること（学校法人梅光学院事件・広島高裁判決）や大学の専任講師であること（学校法人茶屋四郎次郎記念学園・東京福祉大学事件・東京地裁判決）を理由に緩やかに任期法四

条一項二号該当性を肯定する裁判例がある。

これに対して、科技イノベ活性化法による二〇年特例が争点となった事案であるが、同法の二〇年特例は、労契法一八条の五年無期転換を認めると、五年を超えるプロジェクトも少なくなく、無期転換回避のために五年を超える前に雇止めされるおそれがあり、プロジェクトの知見が散逸し業績を上げることができなくなることを回避するためであり、同法二五条の二第一項一号の「研究者」とは研究業務及びこれに関連する業務に従事する者であることを要し、ドイツ語の非常勤講師は、教育のみを担当し、研究開発等の業務に従事しないのであるから、「研究者」に該当しないという裁判例がある（学校法人専修大学事件東京地裁判決、同東京高裁判決）。

本判決は、任期を定めることが合理的な類型であることを明確にした任期法の制定の趣旨と、労働契約法一八条一項の五年無期転換の例外である二〇年特例を設けた任期法改正の趣旨を考慮したうえで、任期法四条一項一号の「教育研究」の職について「先端的、学際的又は総合的な教育研究であること」を示す事実と同様に、具体的事実によって根拠付けられていると客観的に判断し得ることを要する」として任期法四条一項一号の限定的な判断枠組みを初めて示したことに画期的な意義がある。本判決は、控訴人の職は、介護福祉士養

成課程の担当教員であり、その募集経緯や職務内容に照らすと、実社会における経験を生かした実践的な教育研究等を推進するため、絶えず大学以外から人材を確保する必要があるなどということではできず、また「研究」という側面に乏しく、「多様な人材の確保が特に求められている教育研究の職」に該当するということではできないとし、任期法四条一項一号の該当性はなく、労働契約法一八条一項の五年無期転換の原則が適用されて、すでに無期契約になっているので雇止めはできないと判断し、地位確認等を認めた。

本判決は、全国で係属している同種の事件(五年無期転換か、一〇年特例の適用か)の勝訴に向けて大きな力となる。また、本件は専任教員の仕事であるが、本判決が示した規範と判断枠組みは、担当科目の教育にのみ従事する非常勤講師にも当てはまるといえる。

被控訴人法人のみならず、全国の少なからぬ大学で、専任教員、非常勤講師を問わず、改正任期法や科技イノベ法の一〇年特例の趣旨とは無関係な人件費抑制や労務管理の便宜のため等、都合のよいように科技イノベ活性化法や任期法を利用し、本来これらの法の対象でない者を恣意的に一〇年特例の対象として扱い、五年無期転換権の行使を阻止し、長らく不安定な地位に置いてきた実態がある。本判決は、このような恣意的な運用に

歯止めをかけて、期間雇用教員の五年無期転換による早期の雇用安定を促すものであり、高く評価できる。

三 高裁での勝因

本件は、提訴後四年間を経過し、地裁で敗訴するなど大変厳しい闘いを強いられてきたが、大阪高裁で逆転勝訴できた要因は、次の三つである。

第一に、控訴人と所属する教職員組合、上部団体である私大教連などが、大阪地裁の金銭解決の和解提案や不当判決にめげず、無期転換の正当性を確信し、最後まで職場復帰を目指して闘ったことである。高裁での控訴人の意見陳述や多くの団体署名や教え子の手紙などが裁判官の心を動かした。

第二に、地裁敗訴後、任期法の制定と改正の趣旨に関する早津裕貴金沢大学准教授の意見書と労句の論文を提出した。本判決は、改正任期法の解釈適用の在り方について、早津意見書、論文の論旨を採用したものと見える。

第三に、科技イノベ活性化法の「研究者」を限定的に解した専修大学事件地裁判決が、令和四年(二〇二二年)七月六日の東京高裁判決でも維持されたことである。このことが、大阪高裁が任期法の該当性も平仄を合わせて限定的に解することを後押しした。

四 今後の課題

控訴人や組合の上告断念を求める要請を無視して、法人は上告及び上告受理申立てがなされた。もつとも、先に上告、上告受理申立てをされた専修大学事件では、令和五年(二〇二三年)三月二四日、最高裁より上告棄却、上告不受理決定がなされた。また、水町勇一郎東大教授は、本判決の評釈として「有期契約労働者の雇用の安定という制度本来の趣旨(労契法一八条参照)の重要性とその強行的性格に照らすと、肩書きによって形式的に処理をしようとする大学側の裁量を広く認めることは適切でないと考えられることに鑑みると、主として実践的な教育業務を担当し、流動的に人材を確保すべき必要性が特に認められるわけではない専任講師への一〇年特例の適用を否定した本判決は、専修大学事件判決と並んで法の趣旨に沿った理論的に一貫性のある解釈を示したものだといえよう」と評価しており(ジュリストNo.一五八二)大変心強い。今後、画期的な高裁判決を確定させるために力を尽くしますが、是非大きなご支援をお願いします。

(弁護士は中西基、西川翔大、鎌田幸夫)

東大阪医療センター 仮処分事件

— 就労請求権が認められた仮処分決定のご報告

大阪 佐久間ひろみ

一 仮処分決定で就労請求権が認められました

二〇二三年二月一日、配転無効・元職場への復帰を求めた仮処分事件で、債権者であるXが、市立東大阪医療センター（配転先）で就労する労働契約上の義務がないことを仮に認める、中河内救命救急センター（元職場）に立ち入り外傷・救急外科医として就労するのを妨げてはならない、との決定を勝ち取りました（大阪地裁第五民事部 植村一仁裁判官。二〇二三年三月末で移動）。

参考になる珍しい決定だと思いますので、ご報告させていただきます（なお、本事件は様々なところでご報告しているため内容が重複しているところをお詫びします）。

二 事案の概要

— 前触れのない突然の配転命令

Xの元の職場は、東大阪医療センターが大阪府から指定管理を受けて運営している三次救急（重篤患者が対象）を担当する中河内救命救急センターでした。Xは以前中河内救命救急センターでしばらく勤務した後、別の病院で勤務していたのですが、同病院は、Xの救命外科医としてのキャリアに着目し、Xを「割愛採用」（特に優遇して採用）しました。

Xは、再び中河内救命救急センターにおいて困難な手術を多くこなし、経験の少ない後輩たちの指導にあたり、その中心的な存在となっていきました。

他方で中河内救命救急センターの内実は、以前

Xが勤務していたときは様変わりしており、新院長・新事務長の下、現場を無視してコロナ対策方針や医療機器を変更するなどの独断が横行していました。このような動きに対し、Xは職場の有志と一緒に、院長らの不正について内部告発するなどしていたところ、二〇二三年三月、突然東大阪医療センター救急科への配転を命じられたのです。

東大阪医療センターは、二次救急病院であり、中河内救命救急センターで行うような一刻を争う緊急手術を行うところではなく、しかも、元々人員が不足していたわけではなかったため、Xは何もすることがなくなっていました。

そこで本件は、東大阪医療センターへの配転が無効であることの確認と、元の職場（中河内救命救急センター）で働かせること（就労請求）を求めました。

三 就労請求権について

就労請求権が認められるためには、労働者に「労務の提供について合理的な利益」がなくてはなりません。この点については、まず東大阪医療センターの勤務では、Xのキャリアの重要な要素である専門医資格を更新するための要件を満たすだけの手術件数を確保することが困難である

と主張しました。

これに加え、東大阪医療センターでは重篤な救急患者を扱わないので、Xの技能が低下することは明らかであり、外傷救急外科医としては致命的な損失であるとして保全の必要性に据えました。

さらに、一般に就労請求権が認められない理由のひとつに、具体的な就労は使用者の業務命令を待たなくてはならず、それを特定することが困難であるという指摘があります。この点について、Xの業務は、Y法人からの個別の業務命令など必要がないこと等から義務の特定は充分としました。

四 報復配転であること

配転無効については、配転命令の実質的な理由は報復人事であり合理的な理由もなく権利の濫用であると主張したところ、Y法人は、Xのキャリアを生かして東大阪医療センターの医療水準を向上させ、後進の指導にあたって欲しいと反論してきました。

しかし、実際に東大阪医療センターで指示されたXの業務は、問い合わせのあった患者を東大阪医療センターのどの科(あるいは他医院)に回せばいいのかを判断することぐらいであり、かつ指導すべき後進医もない、専門医資格を保持するた

めの手術もない、これまで培った救急救命外科医としての技量を保持するための手術もない状況でした。

するとY法人は事件終決間際になって突如として、実はXの配転は、Xのパワハラで職場秩序が混乱したことが原因であると主張しはじめましたが、中河内救命救急センターの現役医師や看護師などが、Xのために何通もの反論の陳述書を出してくれました。

五 変化していった裁判官と決定内容

当初、担当裁判官は、Xの置かれた現状に同情を示しつつも、就労請求権については明らかに消極的でしたが、東大阪医療センターのいい加減な反論をふまえ、徐々にその態度も変わってきました。

今回の決定は、配転命令について、①限定合意があるから無効、それを置いても②業務上の必要性がないから無効、さらにそれを置いても③債権者の不利益が大きすぎるから無効であると丁寧に認定しました。

そのうえで、Xの医師としての技能・技術を維持・向上させ適切な医療行為を行うためには、看護師らの関係職種との連携が不可欠であるため、就労先を明確にしておく必要があることから、X

が中河内救命救急センターで就労することを妨害することを禁じて、就労先が中河内救命救急センターであることを明確にして就労の機会を確保することがぜひとも必要であるので、保全の必要がある等と判断しました。

当初は弁護士も就労請求権が認められる可能性は高くないと考えていましたが、粘り強く闘えば応えてくれる裁判官もいるのだということが今回のことでわかりました。Y法人は、本年になってようやく保全異議の申し立てをしましたが、現在もXの職場復帰を認めていません。Xは、仮処分決定を根拠として、中河内救命救急センターに毎日通勤して就労を求めています。東大阪医療センター側の妨害にあっています。

今後も弁護士は、Xを復帰させるために運動を続けていく所存です。

(弁護士は小林徹也、杉島幸生及び当職)



京都支部 四月例会の報告

京都 岡村 政和

1 はじめに

二〇二三年四月一八日に、京都支部の四月例会として、日野町事件の弁護団員である岡根竜介会員の報告と、龍谷大学法学部の斉藤司先生から再審法の問題点、将来目指すべき姿などについてご講演いただいたので、報告する。紙面の関係上、割愛している部分も相当あることはご容赦いただきたい。

2 日野町事件報告(岡根竜介会員)

(1) 事件の時系列

日野町事件は、一九八四年二月二九日に、滋賀県の蒲生郡日野町にて自営業の女性が消息を絶ち(手提金庫も無くなっていた)、翌年一月一八日に、女性が死亡した状態(死因は絞殺)で発見されたという強盗殺人事件で、日弁連が支援する再

審事件である。

同事件では、阪原弘さんが一九八五年九月二七日に任意取調を受けていたが、任意聴取から二年以上が過ぎた一九八八年三月九日から連日、再度、長時間の取調べを受け、家族にも捜査機関の厳しい取調べがされることを示唆され、家族を守るため、同月二日に虚偽の自白をしてしまい、同月二日に逮捕となった。同月二日には、後に大きな問題となる手提金庫発見場所の引きあたり捜査が行われ、四月二日に起訴となった。

一九九五年六月三〇日、第一審(大津地裁)では、無期懲役の判決が下った。しかし、同判決の裏には、裁判官が検察官に対し、「このままでは有罪判決が書けない」と述べ、訴因変更の打診をしていることを忘れてはならない。検察は、犯行時間、犯行場所について、大幅な予備的訴因変更を求め、裁判所はこれを認め、有罪判決が出された。

一九九七年五月三〇日、大阪高裁は控訴を棄却した。同判決には、後に再審請求審に関与していることが問題とされた小倉正三裁判官の名前があった。

阪原さんは、控訴棄却を不服として上告したが、二〇〇〇年九月二七日、最高裁は上告を棄却し、同決定に対する異議申立ても棄却され、同年一〇月三日、判決は確定した。

判決確定後、再審弁護団が結成された。なお、報告をされた岡根会員は、二〇〇〇年に弁護士登録をされているので、二〇年以上、日野町事件に関与されている。

第一次再審請求は二〇〇一年二月四日に申し立てがされたが、二〇〇六年三月二七日に請求棄却決定が出された。決定が出されるまでの期間の長さも問題であるが、同棄却決定(長井秀典決定)は非常に問題のある内容であり、強く批判された。二〇〇六年三月三〇日、弁護団は、即時抗告した。なお、即時抗告の期限は三日であり、長井決定は月曜日に出されたので、木曜日に即時抗告を行う必要がある。岡根会員の話によれば、当時、午前三時、四時までMLで闊達な議論がされていたという。ところで、大阪高裁に即時抗告審が継続中、大阪高裁で阪原さんの控訴を棄却した小倉正三裁判官が数週間ではあるが関与する事態となり、大阪高裁は、配点替えを行った。この点も、再審の

手続規定が不十分故に問題となった点である。

二〇二二年三月一八日、阪原さんが亡くなられ、手続終了宣言決定がなされた。

二〇二二年三月三〇日、阪原さんのご家族が、第二次再審請求を申し立てた(遺族再審)。

二〇一八年七月二日、六年以上が経過した後、大津地裁が再審決定(今井決定)を出した。同月一六日、検察は即時抗告した。大阪高裁(第二刑事部)に係属したが、同部に長井裁判官が配属され、そのまま担当裁判官になった。これに対しては、抗議行動が盛んになされ、事件が第三刑事部に配点替えされた。前記と同じく、再審の手続規定の問題である。

二〇二三年二月二七日、大阪高裁が抗告棄却決定を出し、再審開始を維持。しかし、三月六日、検察が特別抗告。

(2) 日野町事件から考える再審法の問題点

ア 証拠開示について

検察官が有している証拠についての開示が不十分である。日野町事件では、裁判所が検察に対し、手提金庫発見場所に阪原さんが警察官を案内したとする写真を含めたネガの提出を促し、これに検察が応じて、弁護団に開示した。

しかし、ネガを精査することで、検察官請求証拠の実況見分の写真の多くが、手提金庫発見場所からの帰り道の写真であったことが判明した。す

なわち、警察は、あたかも、当初から、阪原さんが、任意に金庫発見場所まで警察を案内している(秘密の暴露)という状態を作り上げ、捜査報告書を作成していた。そして、この事実が発覚したのは、任意開示によって、ネガが弁護団に提出されたからである。

再審請求時においては、事件発生から相当期間が経過していることも珍しくなく、証拠の散逸がなされていることが多い。改めて、任意開示に頼るのではなく、法律上の権限に基づき、弁護団が証拠を収集できる手続の必要性を強く感じた。

イ 検察官の不服申立てについて

検察官の不服申立てが認められていることについては、端的に言って、冤罪被害救済の大きな妨げになっている。現在の日本の再審請求審における公判化の状況からみても、検察の主張は相当に尽くされるのであるから、不服申立てを認めるべきではない。

3 再審法の過去と現在、そして今後 どうあるべきかを考える

(龍谷大学教授 齊藤司先生)

(1) 再審法の問題意識について

齊藤教授からは、再審法の問題が、研究者、実務家にとって、非常に難しい問題であることの説明があった。その理由は、端的に、条文が少な

く、複雑かつ抽象的な解釈論が展開されて終息がつかず、また、再審をめぐる理念の対立が激しいからとの理由であった。

(2) 再審法をどのようにすべきか

再審法の歴史、問題点などの指摘後、今後、再審法について、どのような改正や法制度の創設がされるべきかについての議論について、説明があった。

ア 再審請求手続の「公判手続化」に合わせた改正

- ① 公判手続に準じた手続きや権利の保障
- ② 手続全体を当事者主義で一貫させるという明確な論理

ただし、この制度は、現在の二段階の再審制度(再審請求審、再審公判)に整合しないとの批判は免れない。

イ 罪責認定を禁止した再審請求手続を目標とした改正(ドイツ型)

- ① 再審公判に先立ち行われる予備審査手続としての再審請求審
- ② 再審請求人が有罪か無罪かではなく、確定判決が覆る蓋然性の有無・程度を審査する
- ③ 正確な事実認定を確保するための公判審理のルールは適用されない。

この制度は、公判手続と比較して簡易迅速な手続であるので、審理の長期化に対する問題点、不

利益な再評価も禁止される点は優れている。しかし、現実に、同制度を利用してドイツにおいて、統計が無く簡易・迅速性が実現できているのか、検証が出来ていないという問題点がある。

その他、イギリスの制度として、第三者委員会（裁判所以外）が再審の当否を審査する制度の説明があった。

4 日野町事件報告・再審法の講義を終えて

四月例会は、日野町事件、袴田事件などで、再審の議論が盛り上がりを見せているなかで、弁護士団員しか知り得ない貴重な事実の報告を聞き、その上で、再審法の過去、現在を学び、今後、どのような運動を行っていくことが必要か、また、そ

もそも、再審法をしっかりと学ぶ機会を持つべきであると考え、企画されたものである。

京都以外の修習生も含めて、多数のリアル参加、Zoom参加者が、本例会に参加し、岡根会員、斉藤教授に対し、多数の質問が出され、有意義な時間であった。今後も、魅力的な例会を企画していきたい。

生計を維持する手段だけではなく、自分の在り方や価値観を実現する場であると考えています。

私

が「労働」を意識し始めたのは、大学、ロースクール時代の単発派遣のアルバイト経験がきっかけでした。当時、一般企業に就職するにせよ弁護士になるにせよ、一つの業界・業種で働くことになるため、その前にどんな仕事があるのか、実際に見てみたいという思いで私は派遣会社に登録しました。職業体験みたいな軽い気持ちで登録したのですが、単発派遣を通して多種多様な労働現場を見ました。

飲食店のウェイター、工場アルバイト、倉庫での棚卸し、オークション会場の補助、結婚式場のホール、配送センターでの仕分け業務など様々な現場に行き、自分が知らないところで様々な人が働き、その人たちがいるおかげで日常生活が送れ

シリーズ 憲法と私 ⑥

私と憲法二八条

東京 杉尾 綾

今 年一月から旬報法律事務所に入所しました。七五期の杉尾綾と申します。働き始めてようやく三か月が経ち、慌ただしくも充実した毎日をお過ごししております。

この度は、憲法の条文を一つ選んでその条文に對する思いや経験談等をエッセイ形式で書く「憲法と私」を執筆する機会をいただきました。

憲 法は、表現の自由、信教の自由等、多種多様な人権を規定していますが、その中で今回取り上げたいのは、労働基本権を定めた憲法二八条です。

憲法二八条は、団結権、団体交渉権、団体行動権を規定し、経済的に弱い地位にある労働者を使用者と対等な地位に立たせ、労働条件の改善を図ることを目的とした人権です。私は、「労働」とは

ていることを実感しました。それと同時に、労働者が生き生きと働き、会社側も働きやすい環境を整えている職場がある一方で、業務量だけ増やして労働者に過大な負担を課し、辞めていく労働者を単発派遣労働者で埋め合わせ、急しうぎで運営しているような逼迫した労働現場もありました。そして労働者の多くは、どんなに労働現場が劣悪でも、生活がかかっているため会社に要求することもできず、働き続けるしかない状況に置かれていました。

労

働者と会社との間には、経済的格差、情報格差、交渉力格差という三つの格差があり、それを埋めて少しでも労働者と会社の力関係を対等に近づけるのが、「労働法」であり「労働組合」であると、ロースタールの講義で学びました。

しかし、交渉力という観点で労働者の力を底上げする労働組合の組織率は下がり、労働組合は多くの人にとって縁遠い存在になりつつあります。私が参加した司法修習生フォーラムの分科会「現代の労働組合」でも、労働組合の現状について同様の問題提起がなされました。この分科会では、『労働組合とは何か』の著者である木下武男先生、東京法律事務所 笹山尚人先生、総合サポートユニオンの池田一慶さん、首都圏青年ユニオンの原田仁希さんを講師としてお呼びして、労働組合の

歴史的経緯からはじまり労働組合の機能、企業別組合の役割、非正規労働者の権利救済の必要性について講演いただきました。

企業別組合はその企業の情報を知っており、情報を用いた交渉を行える点にメリットがある一方で、企業を横断した業種・職種ごとの団結はできないため、業種・職種の単位での労働者の団結が必要であると木下先生は解説されました。

組合当事者の池田さん、原田さんからは、自販機ベンダーの争議で労働基準法を守らないことを使用者が声高々に宣言するなど、耳を疑うような実例のご紹介も受けました。そして、労働組合活動に関わる弁護士としての役割について、従来の企業別労働組合と非正規労働者の懸け橋となり、組合の外部から組合活動を支える伴走者であることが求められるとの笹山先生の言葉が印象的でした。

ま

まだまだ未熟ではありますが、労働者の抱える問題を解決できるよう、また少しでも労働者全体の労働環境を改善できるよう励んでいきたいと思えます。今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会
TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



人権の砦として
— 弁学合同部会40年の軌跡 —

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

憲法委員会企画

議長と若手弁護士座談会 (第3回・最終回)

【出席者】

笹山 尚人(53期)／山田 大輔(67期)／藤原 朋弘(71期)／山内 志織(74期)

▼コーディネーター

深井 剛志(64期)

(前号からの続き)

8 弁護士の活動と家庭

山田 子どもを育てている世代として、どのよう
に仕事と家庭を両立させていらっしゃるかをお聞
きしたいです

笹山 それはなかなか、難しいよね。上の先輩方
の中には家庭を省みなかった先輩もいる(笑)。や
はりこれからの時代はそうでないだろうと思っ
ていたから、自分に子どもができたときには、やは
り子どもを育てること自体、自分も楽しんでみた
いと思つたので、その時間をとにかく率先して入
れてしまうことだよ。もう五時以降予定を決め
るといったら、家庭が優先なら、とにかくそこは
仕事を入れないと。そこを貫く。そこを貫けるか
貫けないかで、予定の組み方が変わってしまうか
ら。

藤原 特に組合事件とかは、夜に缶詰めになつて
事務所でガッツとやるみたいな組合もけっこうあ
ると思うんですけど。

笹山 結局、そのようにやる組合とは付き合えな
くなってしまうんだよ。

山内 そうですよ。笹山先生とお話しして、お
子さんのエピソードがいっぱい出てくるので、関わ
っている時間の濃さの証明だなと思っていました。

藤原 お子さんとの関係とかで気を付けている点

はあるんですか。

笹山 子どもが生まれたときに、配偶者と議論し
ただけど、とにかく二人で決めたポリシーとし
ては、彼を一人の人間として尊重すると、それは
もう徹底的にやろうということですね。

だから、私たちから見ると、幼いなと思うこ
とをいっぱい彼は言うけど、絶対否定はしない。
その点について、「パパはこう思うよ」とか、その
ように私の意見を返すことはあるけど、そういう
感じにしているということかな。あとは、こちら
の価値観もできるだけ押し付けられないようにはし
ているつもり。こうでなければおかしい、こうなら
なければいけないみたいなことは絶対に言わない。

9 原発訴訟との関わり

深井 先生は福島原発被害弁護士団で事務局長と
いう役割にあります。震災後、弁護士団の立ち上
げ、そして、そのような役割を担うに至った経緯
をお願ひできますか。

笹山 原発問題はあまり関わらないようにしてい
たんですよ。大事だなとは思っていたけれども、
息子がまだ三歳で小さかったから、できないと思
つて。米倉勉先生が青法協の議長とかずっとやっ
ていらつしゃつてお世話になっていて、米倉先生
に事務局長になってくれと電話で頼まれたんです
よね。米倉先生から頼まれたら断れないという、



前列、笹山尚人議長、後列左から、深井剛志会員、藤原朋弘会員、山田大輔会員、山内志織会員

それだけで事務局長になった。

だけど、やはり悩みましたよ。今でも悩んでいるけど、やはり私がやりたいのは労働問題や労働組合運動であって、原発ではないから。

そういう意味でいうと、自分が本当にやりたいこととはちょっと違うなというのはいつも思っているんだけど、あるときから、面白いとも思えるようになったから、最後までやり遂げよう。

深井 それまでは、公害問題は経験がなかったのですが、やっていて大変だったこととか、戸惑ったこともありましたが。

笹山 やはり原発、公害というものの取り組み方が労働運動と違うというのをすごく感じる。その違いが全然慣れないし、納得もできなかったですよ。とにかく弁護士がプロデュースすることが多過ぎる。原告が主役だと言っているのに、原告が実際は主役ではないではないかと。

また、小野寺利孝先生や鈴木堯博先生のような公害をやってこられた歴戦の先生方してみれば、彼らは彼らのポリシーがある。それと自分がすぐ波長が合うわけはないというところがあって、弁護団の中

のポジションは常に悩みが深いですよ。

だから、仙台高裁判決が二〇二〇年に出て以降、一つの形が見えてきたところから、これはこれで面白い、段々自分なりのやれることをこのようにしていこう、というポジションングができていくかなという感じがします。

山田 弁護団の運動班で笹山先生と一緒にしますが、運動をどのように進めていくのかというところで、私自身もよく分からないところがあります。

やはり経験を持っていらっしゃる小野寺先生、鈴木先生、広田次男先生の「こういう進め方がいいのではないか」という内容について、いいのか悪いのか、それが運動のスタンスとして正解なのかどうか全く判断できないという、悩みがあります。

東京電力に謝罪をさせるということなど、東京電力との交渉をご一緒させていただいて、個別の問題でももちろん前進しているなどというところはあるのですが、全体として公害問題として解決するために、どのように解決の道しるべをつけるかは、やはりまだ分からないままで、その辺り、先生はどのようにお考えですか。

笹山 原発の情勢は今最悪だよ、と思う。そういう意味でいうと、私は、今山田さんがおっしゃったのとほぼ同じ気持ちですと持っていて、今

でも持っていると思うんだけど、あるときからもう小野寺先生や鈴木先生の言うことをとにかく真似してみようと思うようになって、割り切った、こういう運動方針があると提起されたことで、なるほどと思うことをとにかく具体的に実践してみろ。ということをやっています。

だけでも、今の情勢は、本当にそういう意味でいうと、公害運動としてかなり追い込まれていて、非常に大変な時期かなと思っています。

だから、僕はそういう意味でいうと、今は地球環境問題で若い人が割と関心を持って動いている人たちがいるので、彼らの機運を取り入れて、大胆に運動の改革をしないと、将来だめだろうと思っっています。でも具体的にそれをどのようにしたらいいのかというところまでは、まだ構想ができていないという感じです。

深井 労働事件と運動が違って戸惑っているという話がありました。逆に原発の運動に労働問題の経験が生きた実感はありましたか。

笹山 最近特に強く感じたのは、第五次追補がすごく思ったよりいい内容だったということでしょうね。第五次追補がすごくいい内容だったということに関しては、やはり現場の声をきちっと届ける。で、それを理屈としても正しいということを示す。そこは金井さんという原告団の事務局長さんと米倉先生とよく議論し、原賠審の委員の皆さん

んにもしつかり働きかけ続けたこと、その運動と判決とを連結させて前進させるといふところが、政治的な課題といふところで結実したといふところは、運動論としていふと、労働組合運動と共通するものがあるかなと思っています。

深井 そういった大規模訴訟に、若手の青法協の会員が取り組むことの意義はどういうところにあると考えていますか。

笹山 やはり世の中が変わるところではないですかね。喜びとかと直結しているところではないですかね。仕事をして、もちろん一人一人の依頼者の利益を実現することが基本ではあるけども、それが世の中全体の大きな問題とリンクして、そのことが世の中に逆に還元されるということがあれば、こんなにうれしいことはないですよ。それは世の中全体にとってもいいことだし、自分の喜びにもなるわけだから。

青法協との関係でいうと、そこはすべて、公害事件もそうだし、労働組合の事件もそうだと思うけど。やはり現場で何が起こっていて、現場の要求は何かということととにかく常に気にし続けることですよ。それができれば、たぶん楽しい仕事になるだろうと思います。

10 れごらい

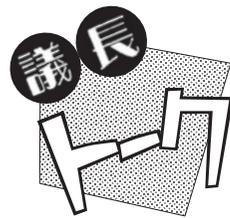
笹山 今日はこういう機会をありがとうございます

した。最近では原発労働運動の事件をやっている現場というのを大事にしたいと特々思っています。今まで現場といふと、働いている職場しかイメージしてなかったのですが、運動している集会の現場だったり、会員の現場だったり、そういう現場から生まれてくるものは何か、そこで目指されるものは何かということをしつくり上げるといふのが大事かなと最近では思っています。

現場学みたいなことはどこから出てきたかというところ、やはり青法協の、修習生になる前からの部分が大いかなと思っっていて、今自分の感覚としては、弁護士になろうと思っただ頃感覚に戻ってきつつあります。

だから、登録して時間の短い先生方には、そういう現場というものを常に意識してほしいと思います。青法協のいいところはそこだと思っただから、議長として、そういうことを常に大事にする組織体として青法協を運営していきたいと思っています。

(おわり)



「修習生委員会の支援」

一九九九年四月、司法研修所入所日前日に、五三期司法修習生部会が結成されました。前年一〇月の合格以来、約半年の活動期間を経て、修習生の青法協活動の素地はできていました。司法修習生には、入所パーティー、寮祭、一月集会（これが今の司法修習生フォーラムに引き継がれている）、春の集会と、行いたいイベントが目白押しでした。この中で、私たちは、青法協の修習生部会を組織として姿を打ち出し、世の中には法律家を取り組むべき人権問題、社会問題が山ほど存在すること、私たちがそれに取り組むことが

期待されており、私たち自身のやりがいもその中から見いだせるはずだということを広範に打ち出す活動をしました。

私たち五三期は、それまでの二年修習が一年半に短縮された初めての期で、今と言う集合修習の前半、前期と呼ばれていましたが、それが四月から六月の三カ月でした。この三カ月の間に、五三期修習生部会は、会員や修習生の希望、あるいは弁護士会員側の提案などに基づいて、毎週のように学習会やフィールドワークのイベントを企画すること、そのお知らせや参加の感想などを載せたニュースを毎週発行することを具体的活動内容にしました。ニュースは、会員のいないクラスも含め、司法修習生全員分を机上配布しました。

この活動は、楽しく、今の弁護士としての活動につながる多くの成果を生みましたが、一方で地獄のように大変でもありました。

その大変さを支えてくれたのが修習生委員会のみなさんでした。私たち修習生がその気になれば、どこまでも支援してくれるのだと本気で感じました。企画の立案の相談、担当

する会員弁護士との連絡調整など、当時の修習生委員として活動していた樫嶋裕之会員、原和良会員、小沢年樹会員などには本当にお世話になりました。

またニュースの作成には上野格会員の活躍を特筆しなければなりません。当時は、今と違ってパソコンがまだ普及し始めたころで、ニュースの原稿も手書きであつたりFAXでやり取りしていた時代です。ニュースのワープロ化や編集を、同期の千葉恵子会員のパートナーでもあるということで、上野会員が担ってくれました。

今の修習生委員会も、そんな気持ちで献身的に活動してくれています。私たち青法協が修習生と強いパイプを持って強力な後輩を輩出できるのは、この委員会と、そこでのつながりを持つてきた修習生経験を踏まえて全国の支部地域で活動する会員が多数いるからなんですよね。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

旧優生保護法の訴訟・札幌高裁判決について

北海道 小野寺信勝

一 逆転勝訴判決

「これまで私は本当に不幸な人間だと思ってきましたが、今が一番幸せです」

旧優生保護法の下、不妊手術を強制された小島喜久夫さんは、逆転勝訴の判決を聞いた後、喜びをかみしめました。札幌高裁は除斥期間を理由に請求を棄却した二審の判決を取消し、除斥期間の適用を制限し、国に二六五〇万円の賠償を命じました。

二〇一八年二月に仙台地裁に提訴されたことを皮切りに全国各地の被害者が提訴した二連の訴訟では、六件目の勝訴判決になります(本年三月二三日に大阪高裁で七件目の被害者勝訴判決が出されました)。

一一 強制不妊手術

小島喜久夫さんは、生まれて間もなく子どもがない農家に引き取られました。

養父母に子どもが産まれると、養父母から冷たくあたられるようになり、近所の人から「もらい子」と蔑まれるようになりました。こうした境遇から小島さんの生活は荒んでいきました。

一九歳のある日、実家に帰ると、警察官が待っていました。手錠をかけられ連れて行かれたのは警察署ではなく、精神科病院でした。小島さんは医師の診察もいまま「精神分裂病」と診断され、不妊手術を強制されました。旧優生保護法は「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に障がいのある人たちに不妊手術を強制していましたが、小島さんのように「素行不良」とされた人たちも

「精神分裂病」などを理由に手術を強制されていました。

小島さんはこの体験を誰にも話すことができず、妻にも子どもができないのは「おたふく風邪になったから」と嘘をつくことしかできませんでした。

三 札幌地裁に実名で提訴

転機が訪れたのは、二〇一八年一月。強制不妊手術の被害者が仙台地裁に提訴したことがきっかけでした。小島さんははじめて妻に不妊手術を受けたことを告げ、妻の後押しもあり、裁判を起こすことを決断しました。

二〇一八年五月に小島さんは札幌地裁に国家賠償請求訴訟を提起しました。一連の訴訟でははじめて顔を出して、実名を明らかにしました。その理由を小島さんは「私と同じように『優生手術』を

強制された人に対して、同じ境遇の人がいて声をあげていてことを知ってもらい、勇気を持って声をあげてもらいたい」といいます。

四 除斥の壁

小島さんは、札幌地裁では司法による権利救済の道が開かれることに期待を寄せていましたが、その期待は裏切られることになりました。

札幌地裁は、旧優生保護法の各規定は、憲法一三条、一四条一項及び二四条二項に違反すると断じながら、本件に除斥期間を適用することは著しく正義・公平の理念に反するため制限すべきとする主張について、「正義・公平の理念という極めて抽象的な概念のみに基づいて排除するというのは、原告の受けた被害の重大さを考慮しても、なお躊躇がある」として除斥期間の適用を認め、小島さんの請求を退けました。

「原告の苦痛や苦労した人生を肌身を感じ、結論をどうするか直前まで議論を重ねましたが、法律の壁は厚く、六〇年という期間もあまりに長かったため、このような判決になりました。裁判長は判決言い渡し後に、小島さんにこのように語りかけました。

五 除斥の壁を乗り越える

札幌地裁の裁判長が述べたように、札幌高裁で

は除斥期間の壁をどのように乗り越えるかが最大の争点となっていました。札幌高裁が下した結論は、国に賠償を命じる逆転勝訴判決、除斥期間の適用も制限しました。

まず、札幌高裁は除斥期間の適用が制限される場面について「被害者側の権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の違法行為に起因していて、除斥期間を理由に権利行使を制限することが著しく正義・公平に反する場合には、時効停止規定（民法一五八条ないし二六〇条）の法意に照らし、前記事由が解消されてから六カ月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限される」と判示しました。

そして、「旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員（憲法九九条）自身が、違法な立法行為やこれに基づく施策によって、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を正当化・固定化し、助長してきたものであり、これに起因して、控訴人が旧優生保護法の保年各規定に基づく優生手術であったことを認識し、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使するために必要な情報を得ることが著しく困難となっていた」と認定、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するとしてその適用を制限しました。

二〇二二年二月二二日の大阪高裁判決をはじめ

として、除斥期間の適用を制限する判決が続いていました。本判決にはこれまでの判決で示された判断枠組みを採用しており、特に目新しい判断をしたわけではありませんが、本判決により優生保護法の被害者に除斥期間の適用を制限する司法の流れは確固たるものになったと評価できると考えています。

六 国の上告受理申立

本判決後、国に対して上告を断念するよう要請していましたが、本年三月三〇日に、国は札幌高等裁判所判決に対して、上告受理申立ての手続きを行いました。

小島さんは国の上告の知らせを受けて、次のようにコメントしました。

「国はいつまで私たち被害者をいじめるのでしょうか。私はもう八一歳です。ほかの被害者もみな高齢です。私たちは一日でも早い解決を心から望んでいます」

私たちは、国が全面解決に向けて政治解決を実現するまで、小島さんたちと一緒に闘っていきます。



聴覚障害児童死亡事故

— 逸失利益に係る大阪地裁の判決について

大阪弁護士会
坂戸 孝行

一 事件の概要

平成三〇年二月一日、大阪市生野区において、重機を運転中の被告Aが、てんかん発作を起こし、歩道上で信号待ち中の被害児童(当時一歳)を含む五名を轢過するという交通事故が発生し、同日、被害児童は亡くなりました。

被害児童の遺族ら三名は、被告A及び被告Aの雇い主である被告会社Bに対し、大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。

二 裁判の経過

原告側は、被害児童の逸失利益を算定する際

の基礎収入について、全労働者の平均賃金を採用すべきと主張しましたが、被告側は、当初、被害児童には先天性感音性難聴の障害があったことから、女性労働者の平均賃金の四〇%が相当と反論しました。被告側は、その根拠として、①聴覚障害者は「九歳の壁」と言われる問題によって、高校卒業時点での学力、思考力、言語力が小学校中学年水準に留まり、②就労上のコミュニケーションに支障をきたすため、就職することも仕事を継続することも困難であり、③自賠責保険の後遺障害等級に当てはめると四級に相当する既存障害があったと主張しました。これに対し、各種メディアの報道によって、被告側の主張を知るに至った聴覚に障害を持つ人々が怒りの声をあげ始めました。その結果、聴覚に障害を持つ弁護士四名、視

覚に障害を持つ弁護士二名を含む総勢三五名の弁護団が形成されました。その後、被告側は、従前の主張を一部撤回し、基礎収入は聴覚障害者の平均賃金(全労働者の平均賃金の六割)が相当であると、主張を変更しました。

三 原告側の主張の骨子

原告側の主張の骨子は、以下のとおりでした。

①被害児童は、年齢相応の学力、思考力、言語力を有しており、手話や口話を臨機応変に用いることで、十分にコミュニケーションをとることができていた。

②自賠責保険における後遺障害等級は、障害のなかった者が突然、交通事故によって後遺障害

を負った場合に、迅速かつ平等に補償を行うためのものであり、障害を所与のものとして様々な能力を身に付けてきた被害児童に当てはめることはできない。

③平成一九年に批准した障害者権利条約をはじめ、障害者雇用促進法や障害者差別解消法等の障害者法制が整備され、その基本的な考え方は、障害による不自由さは、心身の障害そのもの起因するものではなく(医学モデル)、障害者を取りまく社会的な環境に起因するものであり(社会モデル)、社会的障壁を除去するための合理的配慮義務が法的義務となった。

④音声認識ソフトをはじめとするテクノロジーの発展によって、聴覚障害者の就労環境は改善し続ける。

四 大阪地裁判決

令和五年二月二七日、大阪地裁は、基礎収入は全労働者の平均賃金の八五%が相当という判決を言い渡しました。大阪地裁は、原告の主張の骨子①～④を全て認めたものの、聴覚に障害があると就労上、他者とのコミュニケーションが制限され、その結果、労働能力が制限されること自体は否定できない、という理由で、全労働者の平均賃金か

ら一五%減額しました。

五 大阪地裁判決の問題点

大阪地裁は、学力、思考力、コミュニケーション能力を有していたとしても、聴覚に障害があると、就労時に意思疎通が制限されるから、労働能力が制限されると判断しました。しかし、聴覚に障害があっても、適切な合理的配慮によって情報保障さえなされれば、障害がない人と同等の能力を発揮することが可能です。実際、弁護士では手話や音声認識ソフト等を用いて、何ら支障なく弁護団会議や法廷での尋問、弁論の弁護活動を行っており、その内容も充実したものであったと自負しています。また、現在の日本社会においても、ご本人の努力と合理的配慮をもって、生き生きと活躍されている聴覚障害者の方々がいらつしや、法廷でもその実例を多数紹介しました。そもそも、障害者権利条約の基本的なスタンスである社会モデルの考え方からすれば、情報保障を整える責任は、社会(国)の側にあります。コミュニケーションの制限を理由とした減額は、この責任を障害者個人に負わせることと同義であって、社会モデルの考え方に反することは明らかであり、障害を理由とする不合理な差別に他ならな

いと考えます。

よく「子どもの可能性は無限」と言われます。これは聴覚に障害があってもなくても同じことではないでしょうか。大阪地裁は、聴覚に障害を持ちながら懸命に今を生きる子ども達に対し、「君が将来、稼ぐことができるお金は平均収入の八五%です。それは君に障害があつて、ちゃんと意思疎通できないからです」と言っているようなものです。そのようなことを言われた子どもは、どれだけ頑張っても報われないのだと、社会に失望してしまわないでしょうか。法の番人たる裁判官は、合理的配慮が行き届き、聴覚に障害を持つ方々が生き生きと働くことができる日本社会をいち早く実現するべく、条約の趣旨に適合するように法を適用し、世の中をリードする責任があると考えます。

六 今後の方針について

原告側は、大阪地方裁判所の判決を不当であるとして、大阪高等裁判所に控訴しました。現在、控訴理由書を作成するべく、弁護士で協議を行っておりです。引き続き、この裁判にご関心をお寄せいただけますと幸いです。

福島原発事故・国の責任を問う闘いは、 最高裁第二ラウンドへ

— いわき市民訴訟仙台高裁判決 —

東京 笹山 尚人

一 いわき市民訴訟の概要

「いわき市民訴訟」は、二〇二二年三月二日の東京電力福島第一原子力発電所の事故当時、いわき市に在住していた住民（二五〇〇余名）が原告となり、国と東京電力を被告として、事故による損害賠償（慰謝料）の支払いを求める集団訴訟である。自主的避難等対象区域の住民のみを原告とする集団訴訟としては、全国で唯一である。

原告らは、事故当初の慰謝料として一人二五万円（妊婦は五〇万円）、その後は大人月三万円、子どもと妊婦にそれぞれ月八万円の継続的慰謝料の一部請求をしている。

原判決（福島地裁いわき支部二〇二二年三月二六日判決）は、東電の無過失責任と国の過失責任を認定した上で、事故直後の慰謝料として一人月六万円×二カ月分を認め、二〇二二年五月以降は、一人月二万円の慰謝料を同年九月まで（二万円×五カ月分）認めた（合計三三万円）。ただし、中間指針追補の八万円の控除を認め、最終的には一人について二四万円の支払いを命じる。原告、被告ら双方が仙台高裁に控訴し、この三月一〇日に仙台高裁が控訴審判決をくだした。

以下、控訴審判決の内容と評価、今後の闘いについて述べる。

二 控訴審の争点と判断 （責任論について）

(1) 生業訴訟ら四事件において、二〇二二年六月一七日最高裁判決は、「国の責任なし」との判決を出していた。この最高裁判決は極めて政治的で無内容な判決であった。ただ、この最高裁判決が社会に与えたインパクトは絶大で、岸田政権は七月には原発新增設を含む原発政策の転換を打ち出し、二〇二三年二月にはそのための改正法案の提出を閣議決定している。

仙台高裁判決は、その最高裁判決後、最初の高裁判断となるので、仙台高裁がこの不当な最高裁判決に従うのか否か。本件の第一の争点はここにあった。

(2) 仙台高裁判決は、長期評価の信用性を前提にして、二〇〇三年以降八年二カ月もの間、国が技術基準適合命令を発しなかったことは、原子力基本法の基本方針に反し、電気事業法に違反する「違法な不作為」であったと断じ、技術基準適合命令が発せられていれば、本件事故を回避することができる相当程度高い可能性があったとした。

一方で、「津波に対する防護措置について幅のある可能性があり、とられる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐこ

とができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することはできない」とし、因果関係が認められないとして、国の責任を最終的には認めなかった。

(3) 因果関係の要件を「必ず」防げたかとし、結局は仙台高裁は、最高裁に追随した。極めて不当であり、真に無念である。

三 控訴審の争点と判断 ～損害論について

(1) 仙台高裁判決における第二の争点は、いわき市民の被害として一人二四万円として認容した原審判決の損害額を乗り越えられるか、とりわけ、いわき市民の被害は、「ふるさと損傷の被害を受けてそれが継続している」と主張した原告側の主張が認められるかの損害論であった。これには結果として、二〇二二年二月二〇日に文科省の原審審が「第五次追補」という新たな損害賠償の指針を発表していたので、この水準を上回る認定となるかも含まれることになった。

(2) 仙台高裁判決は、いわき市において極めて高い放射能が拡散され、それにより、「いわき市民が放射性被爆による生命・身体の危険に直面し、極めて強い恐怖心を持った」「いわき市の社会的な機能のほとんどが一時失われ、日常生活や活動が著しく阻害された」といわき市の被害を端

的に認定した。また、東電の悪質性も精神的慰謝料の評価にあたり考慮している。

損害の因果関係の及ぶ期間としては、一般の大人については二〇二一年二月末まで、子どもや妊婦については、翌二〇二二年八月末までと認定し、原審が二〇二一年九月までが因果関係としたのを上回った。

損害額としては、一般の大人については、一人あたり期間全体を通じて三〇万円と認定し、弁護士費用とあわせ合計で三二万円の賠償を認定した。東電による既払金八万円を控除しても、二四万円の損害額を追加認容したことになる。これは、第五次追補の追加額の三倍である。

また、子ども妊婦については、第五次追補は子ども・妊婦の賠償の追加を認めていなかったが、判決は合計で六八万円の賠償額を認定し、中間指針第一次追補による賠償額四八万円を控除しても、弁護士費用を含めて二二万円の賠償を追加認容した。

(3) このように、仙台高裁判決は、ふるさと損傷の被害について認めなかった点、因果関係を認めた期間が第五次追補と同じである点、損害額が絶対評価として大きくはなかった点等に問題はあるが、いわき市民が全体として受けた被害を率直に認め、子ども妊婦の被害の点を含め第五次追補の内容を上回る判断を行い、損害の認定としては

前進した。

四 最高裁の闘いへ

(1) 東電は、この判決に対して上告しないことを発表した。そのため原告らの請求は、東電との関係では確定した。

仙台高裁判決の内容からして、この被害は原告らのみならず、いわき市民の全体の被害として評価されるべきものである。私たちは、当然に、原告団はじめいわき市民に対し、東電は真摯に謝罪し、判決に基づく賠償を行うべきことを求めている。

(2) 他方、私たちは、国の責任の問題については最高裁に上告した。仙台高裁も追随してしまつた二〇二二年六月一七日の最高裁判決をこのまま生かし続けていくわけにはいかない。最高裁における第二ラウンドが始まる。

同種事案では、二〇二三年夏頃までに高裁が結審し、その後最高裁に係属する事案が複数認められる。これらの事件とも共闘し、正しい最高裁判決が得られるように私たちは奮闘する。

(3) なお、この事件の代理人を担当しているのは、小野寺利孝、鈴木堯博、広田次男の各弁護士を共同代表とし、米倉勉弁護士を幹事長とする、福島原発被害弁護団である。

二〇二三年度第五四回定時総会（熊本）のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第五四回定時総会を行います。奮ってご参加下さい。

□日 時 二〇二三年六月二四日（土）一三時～二五日（日）一二時（予定）
 □場 所 熊本市内

□特別講演 「ハンセン病を理由に『特別法廷』で死刑になった菊池事件の再審を！」

講師：馬場 啓会員

□地元企画 「すべての水俣病被害者救済を求めて」

講師：園田昭人会員

□若手弁護士実務講座 「増えゆく外国人問題への対処法」

講師：石黒大貴会員

□オプショナルツアー 国立ハンセン病療養所菊池恵楓園・歴史資料館訪問

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

6月3日（土）午後～
 旬報法律事務所

▶各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



編集後記

▼数年ぶりに大阪支部で機関紙の担当をしております。▼今回の特集号では、兵庫県支部、京都支部、大阪支部それぞれの活動を、全国にお伝えでき、うれしく思います。中には控訴審での逆転控訴審判決の報告もあり、私も頑張らねばと思えました。▼日本でも平和を揺るがすような報道を目にする機会が多くなり、ニュースを読むだけで胸が痛いです。今の子ども達が大きくなるころ、平和な生活を維持できるのか、不安ばかりが募ります。▼私の小学生の娘二人は、ウクライナとロシアの戦争のニュースに敏感で、どうして戦争をするのか、なぜ戦争は終わらないのか、戦争をすると誰が得するのか、核心をついた質問をしてきます。いつの時代も戦争をしても何も生まれないということは、分かっているのに、どうして……。そんな思いが募る日々です。

（枝川直美）